

フランス国民教育地方分権化法評価情報委員会報告書（1992）の概要（その1）

松原 勝敏

フランスの地方分権化改革は、1986年1月1日から開始され、すでに10年を経過した。この間に、フランス国内外において、地方分権化改革を検証する試みが蓄積されつつある。本稿は、その1つを紹介するものである。

本稿は、フランスにおける「国民教育地方分権化法評価担当情報委員会」による報告書の1部の翻訳である。同報告書は国民議会の1992年－1993年第1通常国会に提出されたもの（1992年11月19日受理）で、第1巻と第2巻からなる。第1巻は、国民教育の地方分権化改革の概要と現状分析及び委員会からの提案によって構成されている。第2巻は、各方面から意見を聴聞した内容である。

報告書の第1巻の内容構成は次の通りである。

I. 地方公共団体は教育制度に関してパートナーになった。

- A. 国民教育の地方分権化の構造
- B. 結果

II. 地方分権化は障害にぶつかった。

- A. 不完全なメカニズム
- B. わざかばかりの地方分権化
- C. 不十分な地方への権限委譲

III. 委員会からの提案。

本稿では、報告書が大部のものであるため、「I. 地方公共団体は教育制度に関してパートナーになった」の部分を訳出した。翻訳に当たっては、まずできるだけ原語に忠実に訳した後に、より日本語らしくなるように表現を見直したり、複数の段落をまとめたりした。また、I.-Aの部分では、評価情報委員会やその他の団体による地方分権化の評価に関する部分を、II. 以下の部分との重複を避けるためにできるだけ省略した。そのために逐語訳とはなっていないが、その方が概要がよく伝わるのではないかと思う。しなし

ながら、訳者のフランス語能力の関係から十分に意味のとれていないところがあろうと思う。その点については、ご意見、ご指導を賜りたい。

ところで、フランス語を日本語に翻訳するに当たっては、今日まだ用語の定着が不十分である。そこで、本稿では、フランス語に訳語をあてる際に、次に挙げる2点の資料を参考にさせていただいた。

- ・手塚武彦（フランス教育用語委員会補訂）「現代フランス教育案内」1994年。（非売品）
- ・フランス教育行政担当者協会（小野田正利訳）「フランスの教育行政」1995年。（非売品）

なお、本資料は、大阪大学人間科学部の小野田正利先生からご提供いただいた。しかし、誠に失礼ながら、私自身の能力不足も含めて諸般の理由から放置してしまった。ここに、小野田先生に対して感謝の意を表するとともに非礼をお詫びする次第である。

フランスにおける教育行政の地方分権化

教育の領域において実現された地方分権を評価すること、それが、本委員会に割り当てられた仕事である。そこで重要なのは、法規定の有効な適用だけでなく、受益者（生徒、教員やその他の職員、地方公共団体、保護者）への便益に対する法規定の妥当性である。

地方分権化は、事態を根本的に変化させたわけではない。州と県は国民教育の石工になることが求められ、学校施設に運営の手段をもたらさなければならなかった。権限の根本は国に残されたままである。つまり、教育課程、免状、教育上の統制など。職員の採用、配属、管理、報酬に関することは、地方公共団体には何も委譲されなかった。州が、グランゼコールの準備学級や高等技術部門で確固たる地位を占めていても、大学に関する権限は何も委譲されない。学校リズムの定義や週あるいは学校生活での調整についても何も委譲されない。

ところで、その分野での矛盾がすぐに現れた。狭い権限の基礎の上に、地方公共団体は教育の質にまで肯定的な方法で及ぶ深い活動を発展させる。地方公共団体は新しい権限に強い关心を示し、教育制度におけるパートナーとなった。地方分権化は、「現場に近い」、

受益者に近い管理による有益な効果をもたらした－決定の加速、学校設置の選択の機会、建築上の質の向上、設備の信頼性など。また、権限の委譲は、学校の建設と革新に前例のない努力を伴った。州や県は国よりも優れた施設を早く建設し、そのための費用も多くなる。学校の民主化と就学期間の長期化に伴う生徒増を吸収したものの1990年の危機により、多くの課題が浮かび上がる。

議員、教員、保護者の代表は皆、改革に好意的で、改革当初は結果に満足していたが、次第に多くの問題点が浮かび上がってきた。国家の権限になる職員のポストの増設は、学校の建築リズムに追いつかないし、行政・技術・用務・保健職員の数は不十分である。ある種の討議機関は十分に機能せず、財政的補償は見せかけである。そのような問題に、不完全さが加わった。ある地方公共団体によるイニシアチブは、時には反対となる様々な反応を引き起こした。国民教育という公務に不公平をもたらすことの危険性が危惧される一方で、地方に与えられた枠組みが強制的かつ不毛であると判断する声もある。

I. 地方公共団体は、教育制度に関してパートナーになった。

教育行政の地方分権を語るにあたっては、次の2つの既知事項を確認しなければならない。まず第一は、「長期にわたるプロセスの成果」としての教育の組織化における国の支配的な地位である。それは、アンシャン・レジーム期に始まり、知識の拡散とともに世俗の国家が教会にとって代わる。市町村に初等学校の設置義務を定めた1833年のギゾー法から、初等教育の無償、世俗、義務を規定した1881年から1886年の法律によって、国は教育に関する規定の支配者となる。

1946、1958年憲法前文は、「国が、教育と職業養成及び文化への平等な接近を保証すること、すべての段階にわたる無償かつ世俗の教育の組織化は国の義務である」ことを宣言した。この原則に基づいて、強度に集権化された組織が設置され、国はすべての国民に対して知識への平等な接近を保証し、学校は、それ以来、国家の單一性の構築に貢献してきたと理解される。

次に、地方分権化の過程においてフランスの地域組織（3つの地方公共団体－州・県・市町村）の特性を考慮に入れることが挙げられる。地方分権化は、その意味においても、地方公共団体のための国家の分割の1形態と理解されることはできない。反対に、3つの地方公共団体間において係争のない関係の土台の上に新しい組織を築くことが大切であり、

自由に管理できることに配慮した。

この状況は、一括権限委譲方式（blocs de compétences）の論理によってなされた選択を説明するものである。つまりそれは、3つの公共団体の間での階層化と一方から他方への後見監督のあらゆる形態を避けるための最良の方法であると考えられたのである。

分割された権限や財政上の問題について障害はあるものの、地方公共団体は急速に、国民教育の管理において国との本当のパートナーとなった。

A. 国民教育の地方分権化の構造

1) 学校の計画化 (La planification scolaire)

国の重要性が特に現れるのは学校配置図 (carte scolaire) の準備に関してである。これは、現況や満たすべき教育のニーズから、教育施設の数や性質と受け入れ能力等を検討する文書である。1980年1月3日の政令で、大学区長はその権限が与えられ、中等学校配置図を準備、検討、実施する。地方分権化は、地方公共団体に対して無視できないイニシアチブを与えることによってその体制をかなり修正した。

第一段教育に関して、初等学校及び初等・保育学級の開設・設置は市町村が決定する（国の代理人の意見が必要である。1983年7月22日の法律第13条－1項）。しかし、1986年2月21日の通達にあるように「その規定は、公立の初等学校と保育学校に関して、市町村と国との間に存在する権限の配分を確認する」ものである。つまり、国は、教員の職に関する権限を維持する。地方分権化は、基本的には、市町村との恒久的な対話を制度化することをねらうものである。そして、学校を創ること、つまり建設・所有・修繕は市町村にイニシアチブがあり、国は、教員のポストの創設に権限をもつ。国と市町村との対話は、「就学に関して予測的な必要性を考慮するために、複数年の枠内において行われる」。

第2段教育に関しては、1983年7月22日の法律第13条によって、州議会はコレージュとリセ及びそれらに類するの教育の設置予測基本計画 (schéma prévisionnel des formations) を策定する。計画の策定に当たっては、国の計画によって定められた方針を考慮することと県の同意を得ることが必要である。その計画を基礎として、県議会と州議会がコレージュ及びリセの設備投資の予測事業計画 (programme prévisionnel des investissements des collèges et des lycées) を策定する。この場合、県議会は市町村、州議会は市町村及び県の同意を得る必要がある。

教育の設置予測基本計画は、教育ニーズ全体が公立及び私立の教育施設でカバーされる

ようにつとめる。国レベルの方針を考慮して、計画は、就学人口の予測と州の望む開発計画と一致した方針の選択に従わなければならない。大学区国民教育審議会 (*conseil académique de l'Éducation nationale*) は、教育の設置予測基本計画について諮詢を受ける。

設備投資の予測事業計画は、教育の設置予測基本計画に関する方針を実施にうつすことを保証するもので、学校の場所、受け入れ人数や生徒の宿泊方法を定める。計画決定にあたって、権限を有する地方公共団体の州議会と県議会は、大学区評議会や県評議会に諮るとともに関係する地方公共団体の承認を得る必要がある。

その討議の結果として、1983年7月22日の法律第4章第13条に規定された条件において、国の唯一の権限に属する他の2つの文書ができあがる。その一つは、大学区当局に関して、教育施設の一般的教育組織 (*La structure pédagogique générale des établissements*) である。つまり、教育の設置予測計画を考慮して学科、選択科目、職業専門性といった、それぞれの教育施設における教育のタイプの決定である。生徒の登録は常に校長に属する。教育施設への生徒の割り当ての条件を決定するのは大学区当局である。

州知事は、大学区当局の提案に基づいて、公立教育施設の建築・増設事業の年次計画リスト (*La liste annuelle des opérations de construction ou d'extension*) を作成する。国は、管理上・教育上必要不可欠なポストの配分を検討する。リストは教育施設の予測事業計画にあるものに限られ、設置がなされる市町村や権限のある地方公共団体の同意を前提とするとともに、大学区国民教育審議会への事前の協議も同様に必要である。

2) 教育施設：投資と運営 (*Les établissements d'enseignement : investissement et fonctionnement*)

これについては、2つの条件が関係する。その1つは、無償かつ世俗の教育を組織することを国の義務とした憲法の原則を考慮すると権限の新しい配分は単純にはなされないが、それぞの行政段階に、教育の一つの段階を完全に委ねることである。つまり、初等教育は市町村へ、中等教育の第一期は県へ、中等教育の第二期は州へ、高等教育は国へ。

もう1つは、フランスにおける行政組織上の歴史的遺産である。フランスには、36500を越える市町村、約100の県と26の州が存在する。地方公共団体のある1つの層を教育のあらゆる権限からはずすという権限の完全な配分を禁ずることと、初等教育は市町村の権限とする原則である。

この2点を考慮して、1983年7月22日の法律は、権限の配分を単純に次のように規定す

る。

一市町村は、初等学校を担当する

一県は、コレージュを担当する

一州は、リセと特殊教育施設を担当する

地方公共団体は、以後、1つの教育段階に関与するが、国は全ての段階の教育に関与するとともに、高等教育に関する権限を保持する。

市町村に関して、1983年の法律は、1833年以来の初等教育に関する権限を確認する。そして、市町村は、学校とその維持に要する費用、教育上の費用、一般職員の入件費を負担する。国は、教員の採用、待遇、給与を担当する。

県に関して、県は複数の市町村の出口となるが故に、コレージュの責任を委ねるのは論理的であり、その責任は通学輸送の組織と運営を考慮して考えられ得る。

州に関して、リセ及びそれと同一レベルの教育施設を担当することは、職業教育及び職業見習教育に関する地方分権化によって委ねられた他の任務からみて一貫性を有する。また、州は、規模からして、採用等にしても県よりもふさわしい。

市町村と同様の責任、つまり建築・改築・拡張・修繕・設備・運営を県と州も担う。しかし、県と州は国が負担する一般職員の入件費を負担しない。教員の入件費に関しては、全て国が負担する。

学校そのものに関して、市町村が学校の所有者であることには変わりないが、県及び州も学校の所有者となる。権限の委譲の際に存在する動産及び不動産は、それぞれの権限の所有者のものとなる。また、権限を有する地方公共団体は、国に代わってそれら資産の利用者となる。

国は、職員に関する特権を有する。各地方公共団体に与えられた権限は、平等ではない。県や州は、市町村とは異なって、一般職員に対する権限をもたない。

3) 管理・財政組織 (L'organisaiton administrative et financière)

1983年7月22日の法律によって、国立教育公施設法人であったコレージュ、リセ、特殊教育施設は地方教育公施設法人 (*l'établissement public local d'enseignement*) となる。それ故、以前は、学校開設に当たって国民教育大臣の決定が事前に必要であったが、権限を有する地方公共団体の提案に基づいて、国の代理人が決定する事になる。教育施設と地方公共団体を繋ぐのは、法律がもたらした新しい資格であり、地方分権化をコレージュやリセ

の内部にまで行き渡らせようとする立法者の意図が見て取れる。

1985年8月30日の政令第59条及び同日付けの通達によって、地方教育公施設法人の管理・財政組織が決定され、管理委員会と校長がより大きな権限を有するようになる。

a) 管理組織 (L'organisation administrative)

管理委員会 (le conseil d'administration) は、かつての学校委員会を引き継いだもので、30名あるいは24名（生徒数600名以下の学校）の委員からなる。同委員会は、同数からなる3つの層の代表で構成される。地方公共団体の代表は、新たに与えられた権限に応じて参加する。

—第1の層は、行政当局の代表5名と適任と判断される者1名、4名の地方の代表者からなる。

—第2の層は利用者の代表10名からなる。そのうち7名は保護者、3名は生徒である。

—第3の層は10名の職員からなる。そのうち7名は教員、3名は行政・技術・用務・保健職員である。

1983年7月22日の法律第15条－8項は「管理委員会が、討議によって学校に関することを決定する」と定めた。これによって、管理委員会は基本的な権限を手に入れたけれども、学校が効果的に自主性を活用するには、校長の役割を考慮しなければならない。校長は、国民教育大臣によって任命され、2重の役割を担う。それは、学校施設における執行機関と学校施設における国の代理人としての役割である。

執行機関 (l'organe exécutif de l'établissement) として、校長は委員会を主宰し、法廷やあらゆる市民生活において代表となり、出納支払い命令官となり、学校の名で契約や協約を結び、学校の行為を後見監督権を有する当局へ伝達する。

国の代理人 (le représentant d'État) としては、職員全体に権威を有し、教育の良好な展開を監督し、職員の安全や利益と学校の衛生状態を保証し、学校の秩序の維持に責任を有し、懲戒行為を行い、法廷への訴追を行う。

校長の側からすると、管理委員会は決定機関であるとともに諮問機関である。管理委員会は、次の事柄に関して権限を有する。

—教育に関する自治の原則を定めること。特に、学校の組織規定について

—教育運営、得られた結果と達成すべき目標についての年次報告書の作成

—学校の予算及び会計の採決

—学校内において活動する団体のプログラムの承認

—保健衛生や社会に関する領域、安全、学校共同体の構成員の情報に関する問題についての討議

また、管理委員会は次の事柄について意見する。

—学科や選択科目的設置と廃止

—教科書選択の原則

—市町村長による登下校時間の修正

b) 財政組織 (L'organisation financière)

権限を有する地方公共団体が参加を求められる程度に応じて、予算手続きに関する様々な段階がある。

—関係する地方公共団体の参加の総額について校長に通知

—校長による予算案の準備

—通知から30日以内における、管理委員会による予算の採決

—採決の日から5日以内に、国の代理人、関係する地方公共団体及び大学区当局へ予算の譲渡がなされ、予算は受け取りから30日後に執行可能。

関係する地方公共団体あるいは大学区当局が反対の場合に、予算は県知事を介した手続きによって2つの当局共同で決定される。共同での決定が不可能な場合には、州会計局の意見に従って知事が最終的に決定する。

権限を有する当局間で一致しないときやシステムが閉塞状態に陥ったとき、予定した期間内に予算が採決されなければ、特に2つの点において、知事が予算統制の権力を有する。

—予算の現実的均衡

—義務的な支出の記載と支払い

4) 討議のための新しい決定機関 (Les nouvelles instances de concertation)

地方公共団体に与えられた新しい権限に応じて、地方公共団体は教育制度全体の運営に参加する。その代表者は、コレージュやリセの管理委員会に席を有する。その代表は、県初等教育審議会と大学区審議会に代わる、1983年7月22日の法律第12条によって設立された県や大学区の国民教育審議会にも同様に参加する。

1985年8月21日の国民教育審議会に関する政令は、その構成と権限を規定し、1985年8月21日の通達は、審議会のメンバーの指名方法を規定し、1985年11月19日の通達は、権限

行使の方法を規定した。

1983年7月22日の法律第12条に規定されるとおり、議事日程にあがっている討議が国あるいは地方公共団体の権限に属する場合は、国、県あるいは州の代表者が評議会の議長を務める。当然のメンバーと議長は、採決には参加しない。

県国民教育評議会（Le conseil de l'Éducation nationale dans le département）

議長と副議長のほかに、3つの層からなる30名のメンバーで構成される。

一地方公共団体の代表者：県議会議員5名、市町村長4名、州議会議員1名

一国の正規の職員の代表：代表的な組合組織の提案を受けて、国の代理人が任命

一利用者の代表：生徒の保護者7名、公教育を補完する諸団体の代表1名、国の代理人によって任命された有資格者2名、県議会議長によって任命された他の1名

さらに、国民教育の県代表が1名、相談役として参加する。

県国民教育評議会は、県内における公務の組織化と運営に関するあらゆる問題について諮詢を受け、意見を述べる。1985年8月21日の政令第7条は、次のように規定する。

• 国の権限において（au titre des compétences de l'État）

保育学校（école maternelle）や幼児学級（classe enfantine）、公立の初等学校間における費用について、関連する市町村間での分担

保育学校及び公立の初等学校における教員の職務の配分

保育学校及び初等学校における規定

県のコレージュにおける一般教育構造

資産と基金の配分に関する一般的方法

コレージュにおける教育費用と初等教員に対して市町村に支給される住居手当

• 県の権限において（au titre des compétences du département）

通学輸送の組織と運営

コレージュに関する投資予測事業計画と県内のコレージュへ支給される補助金配分の一般的な方法

大学区国民教育審議会（Le conseil de l'Éducation nationale dans l'académie）

議長と副議長のほかに、3つの層からなる51名のメンバーによって構成される。

- ・地方公共団体の代表者：州議会議員 8名，大学区の管轄区内にある県の県議会議員 1名，残りは市町村長
- ・行政及び第 1 段，第 2 段教育施設に関する国家の正規の職員の代表
農業教育の関係者を含む
- ・利用者の代表：生徒の保護者 6名，給与受給者の組合組織の代表 5名，雇用者組合組織の代表 5名（農業開発関係の代表者 1名を含む），州の経済・社会委員会の議長

1985年 8月 21日の政令第13条によって，大学区の国民教育審議会は，大学区内の公教育役務に関するあらゆる問題について諮問を受け，意見を述べる。その他，評議会は次の事柄について諮問を受ける。

- ・国の権限において
 - リセ・専門教育施設・水産教育や農業教育施設における一般教育構造
 - コレージュ・リセ・専門教育施設・水産教育や農業教育施設における建築あるいは拡張工事に関する年次リスト
 - 教育費用としての資産や基金の配分の一般的様式
 - 継続教育における大学区のプログラムの方針
- ・州の権限において (au titre des compétences de la région)
 - コレージュ・リセ・専門教育施設・水産教育学校・農業学校に関する教育予測計画
 - リセ・専門教育施設・水産教育施設・農業学校に関する投資予測事業計画
 - 施設に配分される補助金の配分の一般的様式

その他，1985年12月31日の法律によって，訴訟や規律に関する権限を認められる。

5) 学校の利用と補足的活動 (L'utilisation des locaux scolaire et les activités complémentaires)

a) 学校の利用 (Utilisation des locaux scolaires)

1983年 7月 22日の法律第25条によって，市町村長に，市町村内の学校の利用の可能性が与えられ，1985年 3月 22日の通達によって，学校内に受け入れ可能な活動の性質，関係する時間や期間，利用の対象となる施設の条件が明確にされた。それらの利用は，文化的で

あるかスポーツに関するもの、社会的あるいは社会啓発的性格を有するもので、非営利的であり、世俗性と非政治性という公立学校の根本的原則を両立することが求められる。

学校の利用について、教育活動に支障となる場合は許可されないが、市町村内に存在する全ての学校は、付属するスポーツ施設を含めて利用可能となる。許可の決定の権限は学校長にあるけれども、事前に管理委員会に諮って承認を得ることが必要である。事前の取り決めのない場合、事故が生じた場合には市町村の長の責任となり、学校長は安全に関して論理的には責任を有しない。

b) 学校内における補助的なスポーツ・文化教育活動 (L'organisation, dans les établissements scolaires, d'activités éducatives sportives et culturelles complémentaires)

1983年7月22日の法律第26条は、地方公共団体に学校内における補助的なスポーツ・文化教育活動を組織する能力を与えた。そして、1985年8月8日の通達は、活動を組織することに関する条件を明確にした。

地方公共団体のイニシアチブは、第1段教育にあっては管理委員会と大学区視学官の、第2段教育にあっては管理委員会と学校長の承認が必要である。地方公共団体は、教育の補助的活動に関する財政負担を引き受ける。活動は、参加する全ての生徒に対して認められる財政条件において組織されなければならない。その組織化は、初等学校においては地方公共団体の代表と大学区視学官、リセ及びコレージュについては地方公共団体の代表と学校長との間での協定の枠内において登録される

c) 市町村長による登下校時間の変更 (Modification, par le maire, des horaires d'entrée et de sortie des établissements d'enseignement)

1983年7月22日の法律第27条は、学校側の意見を聞いた後で、地方の状況に応じて登下校時間を変更することの可能性を市町村の長に与えた。変更に当たって、県視学官の時間変更に関する決定は市町村の長の同意に従属すること、第2段教育においては、学校長による学校の1週間の日程の決定を、事前に市町村の長に諮らなければならない。こうして、市町村長は管轄区内の教育施設に関する決定権を有するが、権限を有する学校にかかる諸当局の意見を求めなければならない。

このような手段全体は、学校施設を地域のパートナーに結びつけるとともに、市町村、県あるいは州の生活に学校を開放することをねらったものである。

6) 通学輸送 (Les transports scolaires)

1983年7月22日の法律第29条は、通学輸送の組織化と運営の権限を県が有する原則を定め、県国民教育評議会の協議を予定していた。しかしながら、その責任は、法律の施行の日に存在した都市部の輸送境界線内に組織された輸送に関して権限を有する当局によって実行されるままである。1983年7月22日の法律第30条は、通学輸送組織の全部あるいは一部を市町村や市町村の連合体あるいは組合組織、教育施設、保護者協会等に委ねることを可能とする。

通学輸送に関する総合的な権限は、内部交通の方針に関する法律（1982年12月30日の法律第82-1153号）によるもので、業務の定義、運営方式の決定、財政施策、国的一般的権限に保留されていた料金施策までも含む。国には、もはや安全や技術上の統制に関する社会的な規定の他には、残余といつてもいいような権限しか残されていない。

7) 財政上の規定 (Les dispositions financières)

1982年3月2日の法律は、権限についてのすべての委譲が、国によって統合的に補償される原則をたてる。運営費や投資に関する費用についても補償されるが、費用の性格を考慮するために様式はかなり異なる。運営費に関して、財政上の補償は、地方分権化の共通の権利から生ずる。配分された資源は、事前に国によって引き受けられた費用と同じ額の負担を補償する。資源は、地方分権化に関する全体的な基金に統合されるが、関係する地方公共団体によって配分され、地方公共団体が自由にそれを使うことができる。投資に関する費用については、当然のことながら翌年の増加の割合を考慮して、同一の方法をとらない。

1983年7月22日の法律は、2つの特別な基金の創設の原則を定めた。

- 州学校設備基金 (La dotation régionale d'équipement scolaire, D. R. E. S.)

リセや類似の施設に関する工事に関する投資の名目で、国家予算に事前に計上された予算に統合し、毎年、州全体で配分する。施設の受け入れ能力に60%、就学人口に40%。

- 県コレージュ設備基金 (La dotation départementale d'équipement des collèges, D. D. E. C.)

コレージュに関する工事の投資の名目で、国家予算に事前に計上された予算に統合し、州内の県全体で計算される。受け入れ能力に70%、就学人口に30%配分される。これには

建築・拡張工事のリストを考慮して県議会議長の協議によって配分が決まる。一致しないときには、州知事が決定する。

財政上の保償は、かなり不十分であるために激しい批判を引き起こした。

B. 地方分権化改革の結果

1986年1月1日からの県や州へのコレージュとリセに関する権限の委譲は、地方分権化の論理において、責務の移行に加え、地方公共団体によるイニシアチブの能力と健全な管理能力について国による認知を生み出した。地方公共団体は、実際のところ、日々のニーズに以前よりも接近している。国は、人事と同様に、設備の全体的な計画化の長であり続ける。それら二つのタイプの権限の連接は、教育及び受け入れ構造の提供と、学校ニーズの調整を可能にしなければならない。それは、生徒数のとどまるところのない増加、とりわけ、バカロレアに80%の合格を目指す、1989年7月10日の教育基本法によって決定された就学期間の長期化と目標によるものである。この観点から見れば、地方公共団体によってなされた努力は、教育上の革新と同様に投資に関することがらについてもとりわけ重要であったと思われる。

1) 前例のない財政努力

権限の委譲に関する最も明白な要素は、学校施設のために地方公共団体によって導かれた政策の中にある。まず、建設費の増加によって、努力の全体を確認することができる。1986-1991年にかけて、リセに対する州の支出は9億フランから17億フランへ、コレージュに対する県の支出は9.38億フランから62億フランに増加した。また、その増加は、何よりも、その継続性によって特徴づけられる。1990-1991年に、州による学校投資は25.2%増加し、投資総額は、16.6%増加した。また、県による学校投資は26.6%増加し、投資総額は11.8%増加した。

その例外的な増加の割合は、感動的ともいえる建設計画の実現に対応する：1986-1991年に、コレージュについては22万人の生徒が減少したにもかかわらず、129校が開設される。また、リセは220校が開設された（1981-1986年は、60校）。

こうした努力の大きさは、地方公共団体の予算に強く影響を与え、県によって支出された投資の10%を、州の投資予算の約半分、予算全体の3分の1以上を占めるに至った。そ

して、地方公共団体は、建築と改築を確実にしたときに学校の所有者となり、1990年1月1日時点で、県は35%のコレージュを所有し、州は30%のリセと32%の職業教育リセを所有する。

また、地方公共団体では、安全対策や設備の充実のために1960—1970年の生徒の急増期に建築された古い建物の改築費が、時に新築よりも高額になることによって急増した。

こうしたことから、権限の委譲が最も好ましい方法でなされたことがわかる。地方公共団体は負担の委譲を引き受けることについて制限されない。投資に関する野心的な施策によって、学校への生徒の受け入れを改善するために、新しい権限をしっかりと掌握した。

このことは、この領域において実現された地方分権化の妥当性を証明する。

2) 技術上・建築上の質

1986年からの学校建築の発展は、それ以前の時期との間に断絶を有する。以前のものは、1960—1970年代の就学人口の急増に応じたものであるが、「1日に1校の中等教育コレージュを」という言葉は、疑いたくなるような美的感覚と施設の急速な老朽化につながった。質の低い建築は、特に安全面で問題があった。

地方公共団体は、高品質な建築施策を発展させた。その結果、リセは「州のショーウィンドウ」と形容できるまでになった。

また、新しい自治体である州は、県とは異なって教育に特権的に介入する領域を有し、建築上の実現を図ることによってそのダイナミズムを發揮する。厳密な建築基準を放棄することによって、才能ある建築の実現を図ることができる。

「新しいリセは、重要な建物を意味する画一的な窓の穴が空いたコンクリートの巨大な平行六面体には、もはや見えない。基準と安値と《うり二つ》の勝利である建築上の貧困の30年の後に、リセが義務的な通過点となった若者の新しい世代の必要と期待に応える施設の新しい時代の開花を見るのである」。

地方分権化による「作品」の特徴は、2つの点にある。

一地方の現実が決定の中心へ接近することによって、与えられた環境に関連した施設の設置と概念の一貫性、空間の整備に関する機軸が可能となる。

一建築を実現させる際の質の強調は、学校の組織化に関する革新によって表れる。新しい施設の概念は、教室外の空間に集中する：文書・情報センター、視聴覚教室、内部通路。これらは、コレージュやリセの生徒のコミュニティによる小社会の特徴と外部の社会への

通路を明らかにする。

教育に関する権限の行使に関して、地方公共団体は、規定から生まれた義務の内容を、質の向上、教育の下部構造への接近や環境によって豊かにした。しかし、世論は必ずしもそれを認識してはいない。

3) 接近した管理による有益な効果

権限の委譲は、国の領域である教育的事項には、影響を与えない。本委員会は、その原則を白紙に戻すことは、教育制度の単一性と共和国の学校を築く概念に重大な損害をもたらすものと考える。しかしながら、新しい教育活動の発展に競争をもたらす地方公共団体のイニシアチブを助長することが重要であろう。教育制度の質の向上への同一の願いにおいて、地方の代表者と国の日々のパートナーシップの実践が重要である。

そのパートナーシップは、原則として、教育の定義と教育活動あるいは課外活動の設置の2つの領域において発揮される。

a) 教育の定義

教育の提供の定義は、費用を負担する地方公共団体と教育政策及び教員配置を担当する国の討議に依存する。州は国の特権的な仲介者であるが、市町村及び県も討議のための基本的なパートナーである。

就学人口の増大と経済発展への対応のために、地方公共団体と国は、いわば「必然的に」必要なパートナーシップ関係を発展させることに成功した。地方公共団体のイニシアチブは、経済上の質の向上と適応のために、職業教育において効果を発揮した。テクノロジーや未来の職業のために、伝統的な教育を大いに革新した。

職住近接地域・県・州の経済的・社会的全体状況をよく知っているので、地方公共団体は、教育制度によって提供される教育の設置と発展を効果的に指導することができ、設備費用に投資することによって、その設置に貢献する。

b) 教育活動・課外活動の配置

地方公共団体は、費用を負担する学校施設の教育活動に、十分な手段をもたらさない国の代わりに財政的支援をする。これには、「教育活動計画」あるいは周囲に学校を開放して教育コミュニティの団結を強化する「施設計画」への参加、優先的教育領域の枠内における活動への参加、学業不振の生徒の保護と初等学校における外国語の教育への介入の為

の費用負担がある。

国は、課外活動において、地方公共団体の代えようのない特徴を考慮し、パートナーに基づいたプログラムを配置する。地方分権化改革前に、多少とも地方当局の領域にあった課外活動の多くが、追加的手段の恩恵に浴した：臨海学級、森林学級あるいは雪山学級、自然発見学級、スポーツあるいは読書の奨励は、地方公共団体の教育施策に統合された。

(続)

Une sommaire traduction japonaise d'une part de “Rapport d'information déposé en application de l'article 145, alinéa 2, du Règlement par la Mission d'information (1) chargée de l'Évaluation des lois de Décentralisation en matière d'Éducation Nationale” (I)

Katsutoshi MATSUBARA

SOMMAIRE

Cet article est, tout comme le titre d'article, une sommaire traduction japonaise d'une part de “Rapport d'information déposé en application de l'article 145, alinéa 2, du Règlement par la Mission d'information (1) chargée de l'Évaluation des lois de Décentralisation en matière d'Éducation Nationale”.

Je note ci-dessous le contenu de l'article.

I . -Les collectivités locales sont devenues des partenaires du système éducatif.

- A. -Les structures de la décentralisation de l'Éducation nationale
 - 1. -La planification scolaire
 - 2. -Les établissements d'enseignement : investissement et fonctionnement
 - 3. -L'organisation administrative et financière
 - 4. -Les nouvelles instances de concertation
 - 5. -L'utilisation des locaux scolaires et les activités complémentaires
 - 6. -Les transports scolaires
 - 7. -Les dispositions financières

B. -Les résultats

- 1. -L'effort financier sans précédent
- 2. -La qualité technique et architecturale
- 3. -Les efforts bénéfiques de la gestion de proximité

高松大学紀要

第 29 号

平成10年3月5日 印刷
平成10年3月10日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811